

『東三河後見センター』会報 第62号

発行者：認定NPO法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3階

令和4年12月28日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 6

年の瀬を迎えて慌ただしい12月を過ごしています。皆さまはいかがお過ごしでしょうか？

コロナ禍を3年間過ごし、終わりのみえないロシアによるウクライナ侵攻、宗教と政治問題、経済情勢等、課題山積、混沌とした年を過ごしているように感じています。新しい年は、跳ねるうさぎのように、飛躍の年となり今よりも少しでも明るく安心のできる年を迎えたいと思います。

法人の取り組み

法人を設立して、16年目を迎えることとなります。事務局の人員は7名と決して多いわけではありません。しかし、支援の対象となっている被後見人等の人数はここ2年ほど、100名以上を支援し、今年度も既に10名程新たに受任をしています。

1) ミーティングについて

このような状況の中で、市民後見人の方々の活躍はとても重要になっています。コロナ禍においても可能な限り被後見人等の意向に沿いながら支援されている姿には頭が下がります。当法人では職員と市民後見人の取り組みとして、支援の様子を報告し、支援での困りごと等を共有し、知恵を出し合い解決方法を探る「ミーティング」をZoomによるオンラインも併用しつつ、月に4回実施しています。市民後見人の方には毎月最低1回は参加を要請しているところですが、まだ100%ではないのが現状です。法人後見の業務を遂行するためには必要な時間だと思っています。

2) 諸規定の策定に向けて

今年度の総会で提案しました事業計画案に「諸規定の整備」がありました。前述しましたように10名以下の法人規模としては策定義務のない諸規定がいくつかあるわけですが、成年後見制度利用促進計画の議論内容を概観すると、今後、当法人が「法人後見」の実施者として継続するためには、裁判所が選任する実情や考慮要素にもきちんと対応する必要があります。東三河地域では16年の実務実績はありますが、最高裁判所が示している、「後見事務等を遂行する能力」の確認資料(例)の中に『組織規定・組織図(総会資料で作成提示済)』や『後見業務の実施に関する規定や要項(マニュアル、手引きは作成・配布済)』、『個人情報の取り扱いに関する規定や要項』等が示されており、その有無を問うような確認資料については、実際に不整備な確認資料があるので、事務局会議や理事会で議論しながら、2022年度中の策定を進めています。ただし、これら諸規程に縛られることで、今まで培ってきたNPOの良さ(ボランティア精神)をなくさないようにしていきたいと考えています。

権利擁護支援の担い手養成

新城市、新城市成年後見支援センター、当法人の協働による、「令和4年度新城市市民後見人養成講座」も修了まで2講座となりました。改めて3者が役割分担をしながら権利擁護支援について検討する場ができて嬉しく思います。3月11日(土)の午後より受講者と権利擁護支援者とのフォローアップ講座を実施する予定です。一人でも多くの方が、権利擁護支援って何?と関心をもって、地域の実情を知り、支援者として活躍いただけるよう背中をおせたらと思います。(代表理事 工藤 明人)

新城市市民後見人養成講座 中間報告

9月3日（土）より、新城市市民後見人養成講座が、新城市主催、東三河後見センターと新城市社会福祉協議会の協働実施で開催されています（会場は主に新城市役所4階会議室）。

全9回の日程のうち、第1回から第3回が基礎研修、第4回から第9回が実務研修となっており、基礎研修は10月1日（土）にすでに終了し、実務研修は令和5年2月4日（土）に終了する予定です。

また、令和5年3月11日（土）の13時から、フォローアップ研修が開催されます。

参加者は、①「年代」が30代…1名、40代…2名、50代…4名、60代…3名、70代…3名であり、②「性別」は、男性…4名、女性…9名、③「現在の職場」は、介護関係…4名、福祉関係…3名、行政関係…5名、その他1名、④「保有資格」は、介護福祉士…4名、社会福祉士…4名、介護支援専門員…1名、看護師…1名、その他資格所持または資格なし5名となっています（④は複数回答あり）。



当法人がこれまでかかわってきた講座と比較して、今回は医療・福祉系の資格を持っている方ならびに女性が多いことが特徴となっています。

既に終了した基礎研修の講座内容は、第1回（9月3日（土））が「オリエンテーション」と科目①「市民後見人概論」・科目②「市民後見人と身上保護」・「フィードバックタイム・対人支援で大事にしたいこと～価値のランキング～」

第2回(9月10日(土))が科目③「市民後見人と財産管理」・科目④「成年後見制度概論」・「フィードバックタイム・権利擁護支援の必要性」、第3回(10月1日(土))が科目⑤「対人援助の基本」・科目⑥「日常生活自立支援事業について」・科目⑦「社会保障関係(生活保護を中心)」でした。

これらの講義では、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職や新城市職員の方々が講師となりましたが、このうち、第1回の科目①「市民後見人概論」では、当法人職員の長谷川卓也氏が講義を行い、第1回の「フィードバックタイム・対人支援で大事にしたいこと～価値のランキング～」と第2回の「フィードバックタイム・権利擁護支援の必要性」では、当法人の代表理事・工藤明人氏が講師を務めました。

受講者のアンケートによれば、講義については、「講師が毎回違って、その方の体験談や想い、また自分たちに伝えたいことを聞くことができ大変良かった」、「今まで知らなかったことが、基本的なところから勉強ができてとてもよかった。もう少し話を聞きたいところもあるくらいでした」、フィードバックタイムについては「日頃の生活や業務に直結する内容が多かったのが嬉しかった」、「グループワークをしながら、他の受講生とも話すことができ、かつ、違う見方ができるようになってよかったです」など、前向きな意見や高評価の回答が数多く見られました。研修修了まで、みなさん頑張っていたらと思います。



東三河後見センターでは、これまで国が示しているカリキュラムに基づいた独自の講座を開催し、市民後見人の方々を養成してきました。

しかし、今後市民後見人不足が想定されることから、こうした自治体の講座との連携を積極的に行ったり、当法人の養成講座と同等の講座を修了した方の市民後見人登録を行うなど、安定的かつ継続的な人材の確保を行っていきたいと考えています。

(文責 井上裕一)

後見支援と世代間課題の対応策

市民後見人としての活動

私が市民後見人としての活動を開始してもう10年を超えてしまいました。

B町にある障がい者施設の入居者さんを対象とした活動でスタート致しました。生活監護の多くは施設側が担っていただけて、簡単な財産管理が主とした活動と考え、市民後見人に打って付けのケース管理だと思っていました。

一番最初、前任者から引き継ぎを受け、親御さんの集会に出かけて紹介していただいたことを覚えています。私の持分は7ケースで、その殆どの親御さんが元気にお話をしてくれていました。皆さん方は、毎月のように、施設を訪れ我が子の安定した生活を眺め安心もしていらっしやっただのではないかと察しておりました。

私自身は、市民後見人では、専門職の後見活動にはとても及ばないと考え、本人ファーストの手厚い支援をしている施設の職員さんの邪魔をしない範囲で、月1回の定期訪問をこなしておりました。

親世代の高齢化問題

そうこうしている内に月日が進むにつれ、以前から障がい者の親世代の高齢化問題がここでも見えるようになってきていました。

我が国の障がい者支援施策は、近年かなり進んできていて、年金と障害者医療の受給で施設での生活は随分と安定したものになってきています。他方では、施設入所に頼らず地域において安定した生活をつなげる施策も広まってもいます。

ご本人の安定した生活に反して、親御さん自身が高齢化によって、これまで子供さんのことを案じ一心に背負ってきた頑張りが利かなくなりつつあります。私の後見活動の中から、そうした課題に対応したケースを紹介したいと思います。



Aさんのケース

入所されているAさんのお母さんは、おひとりで実家に暮らし続けていられたましたが、運転免許証を返納してから、丘陵地帯の家の立地がお母さんの自立生活を侵害し始めたようです。お母さん自身とご親族で色々と考えられ、居住していた土地を売却して、街中の高齢者

専用住宅に転居されることを選ばれました。

売却に際して問題が生まれました。この土地家屋が亡父の遺産相続の時に、Aさんの将来生活を案じて、お母さんとAさんの共有名義として登記されていたのです。幸い、仲介に入った不動産業者さんが経験豊富で、成年後見の該当者との売買実績があり、実行に力を貸していただけました。

さっそく、居住用不動産処分許可申立を家庭裁判所に提出して動き出しました。実際の売却にあたっては、その他諸々の問題もありましたが、何とか解決して、売却の運びとなりました。



被後見人から母親への仕送り

今回のご紹介に関しては、この後の処理についての説明させていただきたいと思います。被後見人のAさんは、これまでの経緯から施設での生活はとても安定しておられます。また、高齢化したお母さんがAさん

を支援していくのはこれまで以上に大変なことが想像され、ご本人のこと以外にお母さんの安定した生活の確保のために考えなければいけなくなりました。

妹さんを含めて、話し合いを持ち、売却益の内Aさんの持分から、お母さんの生活を支えるため、月々一定額の仕送りをする事が決まりました。実際に、家裁宛てに上申書を作成して判断を仰ぎ、実現にこぎつけることが可能となりました。

ともすると、障がいをお持ちの方とその親御さんの間では、一方的に親から子への扶養関係が普通となつていますが、今回は、施設入所を継続することで将来にわたって安定が確保されているAさんからお母さんへの逆扶養が可能となりました。亡くなったお父さんからの遺産があつてのことではありますが、家全体で考えて、好ましい資産活用ができたのではないかと思います。



適切な資産活用

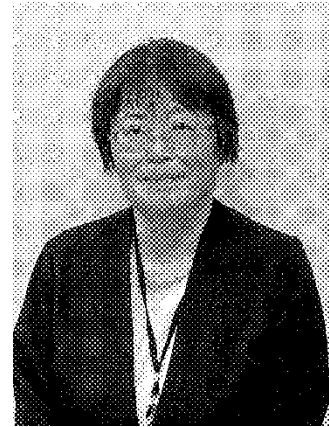
近年の報道等で、成年後見制度を使ったために本人の資産等が自由に使えなくなって、問題になっているとの話題を見た時に、Aさんのようなケース実例を考えれば、そのようなこともなく、世代間で手持ち資産の有効な活用ができるのではないかと思います。

(文責・市民後見人 村川賢一)

会員紹介

西田 妙子

私は令和2年に市民後見人養成講座を受講し、本年9月より、後見人の活動を始めて、現在利用者さん1名を担当しています。



利用者さんに初めてお会いし、この方に寄り添ってこの先やって行くんだと思った時に、事の重大さと責任の重さを再度認識しました。

私が市民後見人養成講座を受けようと思った動機は、介護の仕事での一人暮らしの高齢者さんへの関わりです。

はじめの頃は病院への同伴程度だったものが、徐々に物忘れが進んでお金の管理もできなくなってきて、私に頼る事が増えてきました。

仕事上、自分一人のできる事が限られているので、会社の上司やケアマネさんに相談することが増えてきました。

のちに利用者へ後見人を付けるという話が進みましたが、本人が第三者の介入を拒否して実現しませんでした。その場において、人との関係性の難しさを考えさせられ、自分が後見人だったら、支援につなげられたのかもしれないと思い機会があれば勉強をしたいと思います。

以上のことを踏まえて、今後の活動に活かせていけたらと思っています。

ここからは少し私の事をお話しします。

今、数独にはまっています。軽い気持ちで始めたのですが、やってみると中々手強い相手でどんどのめり込んでしまいました。



五ヶ月経った今は、上級編まで進み日々楽しみながら格闘している毎日です。

令和4年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和4年 12月 20日現在)

正会員費納入者（敬称略） 56名

- ・杉浦弥生 ・古川伸 ・大嶽理恵 ・岡本守 ・荻邦子 ・工藤明人 ・近藤由美子 ・武重傳
- ・田中剛 ・中村成人 ・山本達也 ・加藤啓子 ・上江道子 ・長谷川卓也 ・花田玲子
- ・長谷川愛 ・今泉全勝 ・倉本秀子 ・鈴木光子 ・二村良子 ・田中幸一 ・石原香 ・佐藤美子
- ・坂口幹子 ・今泉博充 ・梅田大巳 ・古瀬修 ・池田進 ・星野裕 ・彦坂敏 ・本多啓枝
- ・飯星睦生 ・村川賢一 ・杉山智子 ・緒河睦子 ・舟越正行 ・金田貴子 ・神谷典江 ・齋藤尚
- ・豊田和浩 ・長坂宏 ・井上裕一 ・西川邦輔 ・福住幸子 ・三浦正博 ・中島由恵 ・水野遠次
- ・小野晴美 ・三枚堂陽子 ・影山恒太 ・小林佳子 ・坂柳ゆかり ・水野美知代 ・五十嵐光子
- ・細野京子 ・高柳大太郎

賛助会員費納入者（敬称略） 67名（うち匿名3名）

- ・西田初美 ・西田妙子 ・秋田誠二 ・足木充邦 ・伊藤忍 ・伊與田千鶴子 ・大須賀康
- ・小川祐子 ・加藤勝美 ・金沢富雄 ・工藤栄 ・瀬瀬光幸 ・都築昭吉 ・中谷芳孝 ・夏目滋
- ・成瀬明子 ・樋口芽子 ・彦坂ケサ工 ・藤井幸夫 ・水野登代子 ・室田満秋 ・大林充始
- ・加藤正則 ・加藤明代 ・中野正二 ・八木憲一郎 ・惣ト厚子 ・清水則子 ・石原紀久代
- ・田村陽子 ・北村隆信 ・新村知弘 ・田村真美子 ・寺部美代子 ・鶴巻信一 ・山内康敏
- ・吉本京子 ・石井義久 ・豊田弘子 ・伊藤文則 ・北沢悦子 ・岡本由紀子 ・藤倉陽子
- ・佐宗健二 ・磯村隆樹 ・廣永義昭 ・藤戸繁美 ・林梨絵 ・森岡真司 ・杉原昌博
- ・内藤加代子 ・横田和子 ・津田匂子 ・金澤良雄 ・荒川暁子 ・丸山博子 ・佐々木宏直
- ・佐々木直子 ・松田朝夫 ・夏目みゆき ・斎藤啓治 ・近田和江 ・中村八重子 ・長谷川素子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 5法人

- ・(有)フレンドリーハート 滝川信吉 ・豊川市知的障害者育成会 ・蒲郡市社会福祉協議会
- ・豊川市医師会 ・むつみ会

寄付者（敬称略） 39名（うち匿名5名）

- ・蟹江充子 ・古川伸 ・岡本守 ・小川祐子 ・荻邦子 ・勝見康夫 ・瀬瀬光幸 ・中村成人
- ・野呂壽海雄 ・村川賢一 ・加藤正則 ・加藤明代 ・北村隆信 ・二村良子 ・石原香
- ・佐藤美子 ・北沢伊 ・小林修 ・齋藤歯科医院 ・福住幸子 ・三浦正博 ・中島由恵 ・和田肇
- ・清水則子 ・鈴木光子 ・坂口幹子 ・松下啓子 ・外輪ルリ子 ・水野美知代 ・杉山智子
- ・武重傳 ・山本達也 ・山本敬介 ・梅田大巳

東三河後見センターの今後の予定（1月～3月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分～午前11時
(毎月1回はオンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第5会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

○理 事 会 1月20日(金) 18:30～ 豊川商工会議所第5会議室

○事務局会議 1月17日(火)、2月14日(火)、3月14日(火) 13:30～ 事務所内

◎冬季休業 12月29日(木)～1月3日(火)

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和4年12月20日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和4年4月1日現在受任者数	62名	25名	15名	1名(保佐)	103名
今年度受任者数(令和4年4月～)	7名	1名	1名	0名	9名
今年度終了者数(令和4年4月～)	3名	0名	2名	0名	5名
令和4年12月20日現在合計	65名	26名	15名	1名	107名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名	任意後見契約終了者	1名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	15名	4名	1名	2名	0名	0名	岡崎1、湖西1	23名
知的障がい者	27名	8名	9名	3名	1名	12名	名古屋1、岡崎3	64名
精神障がい者	9名	0名	7名	1名	0名	1名	幸田1	20名
合計	51名	12名	17名	6名	1名	13名	7名	107名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	1名	3名	1名	5名
知的障がい者	24名	6名	7名	37名
精神障がい者	5名	0名	0名	5名
合計	30名	9名	8名	47名

市民後見人23名の方が上記表の47名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和4年4月1日～令和4年12月20日現在)

○ 賛助会員費納入者 : 72名 (法人賛助会員5名含む)

○ 寄 付 者 : 39名

◎ 認 定 寄 付 者 人 数 : 100名 (年間目標100名以上!!)



📌 会員入会・寄付のご案内 📌

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています (令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記

新型コロナ感染者の最初の発見から、早3年が経過しました。秋口から感染者が減少し続け、いよいよこれで収束かとほっとしたのも束の間、再び増加基調に転じた中で、新年を迎えることになりそうです。先の見えないご時世ですが、みなさま、よいお年をお迎えください。(編集：井上裕一)